

## 国民年金保険料は、口座振替でまとめて前納がお得！

参考 口座振替を利用した場合の保険料額（22年度）

1年前納	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替え	前納保険料額 177,400円	割引額 3,800円	<b>お得！</b>
	4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替え	前納保険料額 89,570円	割引額 1,030円	
6か月前納	4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替え	前納保険料額 15,050円	割引額 50円	
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替え	早割保険料額 15,100円	割引額 50円	
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替え（割引なし）	保険料額 15,100円		

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納（まとめて納付）すると、保険料の割引があり大変お得です。

4月分からの保険料を口座振替で「1年前納」または「6か月前納」することを希望される場合は、2月末までに口座振替を希望される金融機関・郵便局または大津年金事務所まで手続きをお済ませください。

また、現在口座振替を利用されている方であっても、振替方法の変更を希望される場合は、手続きが必要になりますのでご注意ください。

★平成23年度の保険料は、2月に告示の予定です。

## クレジットカードによる納付もできます

参考 ★クレジットカードを利用した場合の保険料額（22年度）

1年前納	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に立替納付	前納保険料額 177,980円	割引額 3,220円
	4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌3月分までの保険料を10月末に立替納付	前納保険料額 89,860円	割引額 740円
6か月前納	4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌3月分までの保険料を10月末に立替納付	前納保険料額 15,100円	割引額 50円
毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を立替納付（割引なし）	保険料額 15,100円	

保険料は、クレジットカードによる納付もできます。

クレジットカードによる納付とは、保険料を定期的にクレジットカード会社から被保険者に代わって支払いし、クレジットカード会社からカード会員に請求する方法です。

納付方法は、「毎月納付（割引なし）」、「1年前納」、「6か月前納」の3種類です。なお、1年前納および6か月前納の割引額は、納付書による現金納付の場合と同様です。（※口座振替より割引額は少額となります。）

ただし、過去の未払い分および、保険料の一部を免除されている場合は、ご利用いただけません。なお、クレジットカード会社へのお支払回数は、1回のみとなりますのでご注意ください。

手続きは、市役所保険年金課、最寄りの支所窓口または大津年金事務所までお願いします。

## 一日年金相談所

大津年金事務所では、「予約制による年金相談」を開催します。

▼日時 2月24日（木）10時～16時  
▼場所 安曇川公民館

### ▼申込方法

平日の8時30分から17時までに、次の予約専用電話でお申し込みください。

◎大津年金事務所

☎077(521)1489

※この電話では予約以外のご用件はお受け出来ません。※定員になり次第、締め切ります。



# i 暮らしの情報の情報

## お知らせ

### 建設工事等入札参加資格申請の追加受付

平成22年・23年度の入札参加資格申請をされていない方を対象に、平成23年度分の追加申請の受付を次の日程で行います。詳しい申請内容等につきましては、高島市のホームページをご覧ください。

- ▼受付期間  
2月3日（木）～2月22日（火）  
※水曜日および閉庁日は除きます。
- ▼受付時間  
9時～17時
- ▼受付場所  
高島市役所 本庁2階 契約検査課

☎(25) 805001

## 交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済とは、一人ひとりが必要な掛金を出すことにより、不幸にして交通事故にあわれた方に、傷害の程度に応じて見舞金を送り救済しようとする共済制度です。万一の交通事故にそなえて加入しましょう。

### ▼加入資格

市内に住民登録または外国人登録のある方、市内に勤務または在学している方。

### ▼加入方法・申込先

最寄りの支所または新旭振興室で、申込書に必要事項を記入のうえ、掛金を添えてお申し込みください。

※共済期間の開始前に死亡、または誤って同一人が重複加入した場合は、掛金が還付されます。

### ▼共済期間

平成23年4月1日～  
平成24年3月31日

## 地デジ視聴のための低所得世帯支援

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送を視聴できない低所得の世帯に対して、支援を行っています。

### ▼掛金

※4月1日以降に加入される場合は、申込みの翌日から平成24年3月31日までとなりません。

一人当たり500円（年額）

☎(25) 00588

### ○NHK放送受信料が全額免除となっている世帯

地上デジタル放送に対応できず、①生活保護などの公的扶助を受けている世帯、②障がい者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の世帯、③社会福祉施設に入所している世帯のいずれかに該当し、NHK放送受

### ▼支援内容

地上デジタル放送対応の簡易なチューナー（1台）を無償給付し、対象世帯を訪問してチューナーの設置を行います。アンテナ改修等が必要な場合は無償で工事を行います。

### ○市町村民税非課税世帯への支援

地上デジタル放送に対応していない世帯で、「世帯全員が市町村民税非課税の世帯」が対象です。

### ▼支援の内容

地上デジタル放送対応の簡易なチューナー（1台）を無償給付します。また、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします。（チューナーの訪問設置、アンテナ改修等は行いません。）